

## 一般社団法人日本精神保健福祉学会 正会員入会基準

### 【入会基準】

本学会の入会基準は下記事項の全てを満たす者とする。

- (1) 精神保健福祉学およびこれに関連する研究に関心と意欲のある者
- (2) 4年制大学を卒業またはそれと同等の学力を有すると認められる者
- (3) 本学会会員である1名の推薦人を有する者

### 【付記】

但し、上記(2)の各基準を満たしていない者は、入会申込書に本人の職歴及び研究業績(著書、論文、調査報告書及び学会報告等)を添付して申し込むことができる。提出書類をもとに理事会が個別審査を行うものとする。

### 附則

- 1 本基準は、2012年6月29日より施行する。

## 一般社団法人日本精神保健福祉学会会員 年会費規程

(入会金・年会費)

第1条 一般社団法人日本精神保健福祉学会定款第7条第1項および同条第2項に定める正会員および賛助会員の年会費は以下の金額とする。ただし、大学院生や理事会が特に認める者については、年会費を半額にすることができる。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 正会員  | 10,000円 |
| (2) 賛助会員 | 20,000円 |

(規定の変更)

第2条 本規程を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 本規程は、2012年6月29日より施行する。

## 一般社団法人日本精神保健福祉学会 理事職務規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本精神保健福祉学会定款第14条第4項に基づき、理事が担当する職務については、定款に定めるところのほかは、この規程によって行う。

(種類)

第2条 理事は、次の職務を執行し、結果に対し責任を負う。

- (1) 総務
- (2) 研究
- (3) 研究倫理
- (4) 渉外
- (5) 機関誌
- (6) 学術研究集会
- (7) 広報
- (8) その他、理事会の決議により会長が定める職務

2 理事は、前項各号の職務を兼務することができる。

3 本条第1項第1号の職務を担当する理事は、事務局長を兼務し、定款第52条にもとづく事務局を統括すると同時に、他の職務を担当する理事との綿密な連携のもとにその職務を遂行する。

4 本条第1項各号を担当する理事は、相互に協力する。

(規定の変更)

第3条 本規程を変更する場合は、社員総会の議決を経なければならない。

附則

1 本規程は、2012年6月29日より施行する。

## 一般社団法人日本精神保健福祉学会 役員職務執行経費取扱規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本精神福祉学会定款第18条第2項(以下「定款」という。)に定められた役員の業務執行経費等については、下記のとおりとする。

(旅費交通費)

第2条 役員が会長または理事会から指示された職務を執行するための旅費交通費については、実費を支給する。

(必要経費)

第3条 役員が職務を執行するための必要経費については、理事会の議を経て、会長が承認したとき、弁償できるものとする。

(規定の変更)

第4条 本規程を変更する場合は、理事会の議を経て、社員総会で決定するものとする。

附則

1 本規程は、2012年6月29日から施行する。

## 一般社団法人日本精神保健福祉学会 事務局の組織及び運営に関する規程

### (目的)

第1条 一般社団法人日本精神保健福祉学会（以下学会とする）定款第52条第3項に基づき、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、定款に定めるところのほかは、この規程によって行う。

### (組織)

第2条 事務局には、以下の職を置き、学会の業務を処理する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 若干名

2 前項の役職は、会長が任免する。

3 第1項以外の事務局に必要な職は、会長が別に定める。

### (運営)

第3条 事務局の運営は、事務局長が統括するものとする。

2 事務局次長は事務局長を補佐する。

3 事務局員は事務局長及び事務局次長を補佐する。

### (事務局会議)

第4条 学会の円滑な運営を行うために事務局会議を定期的に行う。

2 事務局会議は、第2条第1項各号に定める者をもって構成する。

### (規定の変更)

第5条 本規程を変更する場合は、社員総会の議決を経なければならない。

### 附則

1 本規程は、2012年6月29日より施行する。

## 一般社団法人日本精神保健福祉学会 名誉会員規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本精神保健福祉学会（以下「学会」という）定款第5条第2項に基づき、学会および精神保健福祉学の発展に特に貢献のあった正会員を名誉会員にする場合は、定款に定めるところのほかは、この規程によって行う。

(名誉会員に推薦できる要件)

第2条 理事会は、次の各号に該当する者を推薦することができる。

- (1) 会長・副会長を務めた正会員
- (2) 役員の職を通算8年以上務めた正会員
- (3) その他上記の要件に準ずる活動として、学会の社会的評価を高める功績及び学会運営の発展に特段の功績をあげた正会員

(名誉会員就任手続き)

第3条 名誉会員への就任は、次の手続きを踏まえて行われるものとする。

- (1) 理事は、理事会に対して名誉会員にふさわしい正会員を提案することができる。
- (2) 理事会は、理事から名誉会員の提案があった場合には、速やかに審議を行い、名誉会員への就任が妥当と判断した時には、本人の承諾を得た上で、社員総会に名誉会員の推薦を行う。
- (3) 社員総会で議決により承認された者は、名誉会員に就任する。

(名誉会員の会員適用事項)

第4条 学会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。

- (1) 名誉会員の称号を使用することを認める。
- (2) 本学会会員としての会費が免除される。
- (3) 学術研究集会への参加費が免除される。
- (4) 役員選挙における選挙権、被選挙権は有しない。
- (5) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。

(規定の変更)

第5条 本規程を変更する場合は、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 本規程は、2012年6月29日より施行する。
- 2 本規程第2条第2号に定める通算年数については、任意団体である日本精神保健福祉学会において役員であった者の経歴年数を含めるものとする。